

議案第 38 号

橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市児童遊園設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第196号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略		略	略
菖蒲谷ちびっ子広場	橋本市菖蒲谷341番地	菖蒲谷ちびっ子広場	橋本市菖蒲谷341番地
略	略	沓掛ちびっ子広場	橋本市柱本66番地の1
		略	略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。